

# 第八回東京都食品安全情報評価委員会 「健康食品」専門委員会

## 議事録

日時：平成 17 年 12 月 22 日（木）  
会場：都庁第 1 本庁舎 4 2 階特別会議室 C

古田食品医薬品情報担当副参事（以後「古田副参事」）東京都食品安全情報評価委員会「健康食品」専門委員会、第8回の開催をさせていただきたいと思います。

委員会の構成員7名全員おそろいですので、本委員会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、梅垣座長の方に進行をお願いしたいと思います。

梅垣座長 おはようございます。それでは、本日の議論を進めたいと思います。

前回8月24日の委員会では報告書の案を検討し、それを最後とする予定でしたが、議事を踏まえて構成の変更などを行うこととしましたので、最終的な取りまとめに当たり本日の委員会を開催するということになりました。

前回の会議以降、11月1日の食品安全情報評価委員会にこの報告書の骨子を説明し、委員からの意見をいただいています。今日は、これまでの検討と評価委員会での意見を踏まえて作成した報告書（案）をもとに議論したいと思います。

それでは、報告書（案）の構成などについて事務局から説明をお願いいたします。

古田副参事 それでは、説明させていただきます。

皆様のお手元に置いてあります資料1と資料2をご用意いただきたいと思います。

まず資料2ですが、これは、11月1日の評価委員会で説明をさせていただいた資料に、その際の委員からの意見を元に若干の変更をさせていただいたものです。「健康影響に関わる問題点」というところの真ん中あたり、「関連事業者」、「利用状況」という見出しは、以前は「健康食品」に対する認識、それから下の欄は情報の偏りというようなくくりだったのですが、整理をしておしています。その他にも、若干の文言の修正等を行っておりますが、概ね11月1日の委員会と変わりはありません。

それでは、資料1の報告（案）を見ていただきたいと思います。

さきの8月24日、それから11月1日、それぞれの検討を踏まえまして、これまで検討いただいた内容から大きく変わった点を簡単に説明したいと思います。

まず、目次をあけていただきたいと思います。「はじめに」、それから「検討にあたって」という項目が行頭に来ております。以前のものは、「はじめに」の中に「検討にあたって」を包含しておりましたが、今回お示ししたものでは、専門委員会の設置の目的等を「はじめに」に書きまして、それ以外の部分を「検討にあたって」という各項に分離いたしました。

それから、この「検討にあたって」の中の項目で（2）の公益法人による認証制度、そ

れから（３）の海外の制度について記述を加えております。

それから、同じく第１章にかかわりますが、２の（１）の市場動向について、記述を充実させております。

それから、第２章のところ２の「健康影響の事例に見られる問題点」の（１）（２）、先ほど資料２の説明の中で構成を変えたと申し上げました部分でございます。

それから、特に８月２４日の会議から大きく変わった点といたしまして、以前はメディア関係者の部分についての記述が一項目設けられていたんですけれども、その部分につきましては、情報に対するリテラシーの観点から、都民、あるいは教育関係者の部分に記述を加えてはどうかというような提案をいただきました。その部分につきましては、本文の２４ページをごらんいただきたいと思います。２４ページの中段に「健康食品」の利用状況に見られる問題点ということで、都民の部分を記述したところですが、**「マスメディアが独自に発信する情報」**云々というところに加筆しました。

それから、同じく本文の３０ページをごらんいただきたいと思います。３０ページの上段のほう、６行目のあたりからですね。「入手した情報を自分で読み解くなど」というような記述をメディア関係のところに加筆しました。

それから、もう１点といたしまして、３２ページをごらんいただきたいと思います。こちらは教育関係者の役割の項目でございますけれども、こちらの３行目のところから「社会教育の分野においては、マスメディア情報を適切に読み解く……」というような事項が入っております。それぞれの内容につきましては、また個別にご意見等をいただきたいと思っております。以上でございます。

梅垣座長 ありがとうございます。それでは、報告書（案）の内容について検討に入りたいと思います。既に先週末に事務局から、この報告書（案）についての資料が送付され、先生方は目を通されていると思いますので詳しい説明は省略しますが、まず「はじめに」というところ、それから「検討にあたって」というところ、次に第１章の「『健康食品』を巡る現状」についてお気づきの点があればご指摘いただきたいと思っております。基本的には内容の整理、データの追加を、先ほど事務局から説明がありましたように行っているということです。

事前に事務局に寄せられた意見があればご説明いただきたいと思っております。

渡部食品医薬品情報係長（以後「渡部係長」） それでは、「『はじめに』と『検討にあたって』に関して」について、事前にいただいているご意見を紹介します。

「健康食品」の利用について、「食生活における栄養バランスを重視し、『健康食品』を補助的な利用とする」という記載がありますが、このような立場とした理由と背景を記載すると全体の論理展開が明確になるのではないかというご意見をいただいております。

それ以外は特にコメントはございませんでした。

梅垣座長 ありがとうございます。先生方、追加などはありますか。

渡部係長 この意見は林委員からいただいたものです。本文の該当箇所は、「検討にあたって」の最後である8ページ、「検討の方向性」の、「なお」以下になります。「『健康食品』の利用について、基本的に次のような立場をとった」として2点にまとめている部分です。ここでは、「主食、主菜、副菜を基本とした栄養のバランスを図ることが重要である」としています。この部分の記載については、ただ重要であることを記載するだけでなく、理由と背景を前段に追加できると考えておりますので、また相談させていただきたいと思います。

梅垣座長 先生方、よろしいでしょうか。

林委員 この「健康食品」の報告書というのはいろんな書き方があると思うんですね。現状の問題とその解決策を中心に書くというのが1つで、今回はまさにそうだと思うんですね。

それからもう1つは、都民が健康の維持増進に向けた食生活を送っていく際の問題点、の立場から、「健康食品」を取り上げるというのもひとつです。今回の場合は前者のやり方で書いていますが、最後のほうに「健康食品」の本来のあり方、後者の立場からの考え方を少し盛り込むことうまくまとまってくると思います。先ほどの8ページの「『健康食品』の利用について、基本的に次のような立場をとった」というので、で書いてありますね。この場合も、ただ単にこういうような立場をとったということじゃなくて、なぜこれを基本的な立場としたかということを明確にするということが、論理展開を明確にするのに必要だと思います。この場合には、例えば今の食育基本法基盤にして論議を展開するのも1つかなと思います。そういう立場で書かれるにいろいろな分野の方に参考になるんじゃないかと思います。

梅垣座長 1点、なぜこの「健康食品」が利用されるようになったかというのは、だれか先生方のご指摘があったような気がするんですが……。

林委員 それは私からですね。

梅垣座長 1つの考え方で、3ページの「はじめに」というところに、「近年、『健康

食品』は多くの都民に日常的に利用されており」というこの前に、例えば、食生活は豊かになって、単なる栄養補給以上のものを食品に求めるようになってきて、それに対して多様な「健康食品」が出現してきているというふうなことを若干簡単に書けば、全体の流れがつながるのかなというふうに思います。そんなに長く書くことはないと思うんですけども。

林委員 そうですね。

古田副参事 今のご指摘、事務局とまた座長のほうと文言について打ち合わせさせていただきまして考えたいと思います。全体のトーンとして、都民の視点ということを入れるというのは非常に大切なことだと思います。

梅垣座長 この最初のところでほかに、先生方何かございますか。

浜野委員 ちょっといいですか。「バランスのとれた食事のできる多くの人が必要なすべての栄養素を普通の食事から摂取することが可能である。したがって、ビタミン、ミネラルの - - この場合はビタミン、ミネラルですが - - サプリメントの摂取を考える前に、食品には健康を促進する多くの成分が含まれており、そのようなバランスのよい食事が奨励されるべきである。ビタミン、ミネラル、フードサプリメントは通常の食事からの摂取が不十分、あるいは消費者が自身の食事には補充が必要であると考えられる場合に日常の食事のほかに役立つものである」これはコーデックスにおけるサプリメントのガイドラインの前文に示されている文章で、こういったサプリメントの位置付けを明らかにしています。場合によってはこれを何らかの形で引用されるのも、厚みを深めるという意味ではいいかなと思います。ご参考までですが。訳文で入れるか原文で入れるかはお考えいただいたらと思います。小澤さんのほうに原文はお渡ししてあります。

古田副参事 ありがとうございます。

林委員 浜野委員のご意見と関連して7ページにコーデックスのことが書かれています。現状ではコーデックスがヘルスクレームについて検討中という程度の理解しかないので、コーデックスで、次項の結論が出ますと、コーデックス加盟国はその結論に従った対応が求められるという、国として義務が生まれてきます。そういう意味で、食品関連事業者がもっとコーデックスの動向に注目しなきゃいけないということを7ページの海外の制度のところでもう少しつけ加えたほうがいいかなと思います。

丸山委員 ちょっといいですか。

梅垣座長 どうぞ。

丸山委員 私はこの前、つい先日なんですけれども、病院のほうで勉強会みたいなもの  
をやっています、質問を受けてびっくりしたのが、「栄養のバランスと言うけれども、  
栄養のバランスって何なんですか」と聞かれたときに非常に困っちゃったんですが、それ  
は栄養士さんが話をしているときに私が座長でやっていたんですけれども、それって結構  
答えるのが難しかったり、人によって物すごく考え方が違うんだなと。その人が言うバラ  
ンスというのは、「じゃあ、糖質と脂肪とたんぱく質のバランスのことですか」というこ  
となんですね。この辺は人によってとり方が随分違うので、余り栄養のバランスというの  
を表に出すと、人によって随分とらえ方が違うんじゃないかなという、そういう感じは受  
けました。

梅垣座長 皆さん余り気にしないけど、よくよく考えてみると非常に重要なところだ  
ね。

池上先生、どうぞ。

池上委員 今回の件は、私も全体を読みながら気になっているところです。例えば8ペー  
ジには、補助的に利用しなさいとあり、本文の後ろのほうには、こういう人は足りない可  
能性がありますという多少の判断基準みたいなものがあるんですけれど、一体それだけで本  
当に十分かなという感じはするんですね。ここは大変書くのには難しいところなんです  
けれど、先ほど浜野委員がおっしゃったように、本来なら栄養成分とか栄養成分以外の成分も  
食事ととれるわけで、そういうものを自分自身がとれているか、とれていないかの判断と  
いうのはなかなかそう簡単にできるものではないと思うんですね。だから、そこをどうい  
うふうに書いたら一番いいのかはちょっとわからないんですが、丸山先生はもう消しちゃ  
ったほうがいいというか.....

丸山委員 そういうことじゃないんですけど、これだと と の方の両方とも栄養のバ  
ランスということが出ているので、もう少し.....

池上委員 具体的にというとは.....

丸山委員 具体的にというよりも、余り表に出さなくていいかなとは思っていますね。です  
から、例えば、健康の保持・増進のためには、主食、主菜、副菜を基本とした食事を図る  
ことが重要であるとか、余りバランスというのを両方.....。片方ぐらいだったらまだいい  
んですけど、そうすると、これは栄養バランスが一番大切なんだというイメージになっ  
ちゃうかなと。もちろんそうなんですけど、その辺が.....。

池上委員 今年、厚労省と農水省が「食事バランスガイド」というのを出しているんで

すけど、あれは一般の人たちが見るとわかりやすく、こういう料理を何皿ぐらい食べなさいみたいになっていて、その方法に従うと、かなり栄養バランスはよくとれるようにできているので、それらをもうちょっと追加すると、都民がそれを見て判断する上では、1つの判断材料としてはよくなると思うんですね。今まで国が出していたものは余り具体性がなくて、判断の材料としてはちょっと問題が……。第一、主食、主菜、副菜を基本としてと言われても、栄養士とかある程度専門にかかわる人間はこれだけで判断はできるんですけども、一般の方は、主食はわかって、じゃあ主菜って何ですか、副菜って何ですかと言われてたとき、これはわからないですよ。そういう面でさっきの「食事バランスガイド」なんかが入ってくると、それを見る機会をうまく都民にわかっていただくと判断が非常にしやすくなるのではないかという感想を持ちました。

古田副参事 今の点は、バランスについてさまざまなとらえ方があるということと、それからバランスということ自体の説明がもう少し必要だというようなことで……

丸山委員 バランスというすとすごいボリュームになっちゃうんじゃないかと思うんですよ。でも、先生、図なんかもありますね。三角形で、水があつたり、人が走っていたりとかいう、そういう簡単な図でもいいから……。もし言葉でバランスを説明しようとするとか大変な量になっちゃうんじゃないかという気はしますけど。

古田副参事 何か難しいということはありませんね。

池上委員 何か補足的な資料でもいいですし、それから、主食、主菜、副菜の簡単な説明であるとか、そういうのがどこかに入ると判断するときにはしやすいのではないかなというふうに思いました。

古田副参事 これは、先ほどの「食事バランスガイド」を、ここに書いてしまうのも十分な説明が必要になるため、なかなか難しいことがありますので、出典となった資料を明示してそういったところを見てくださいというようなことでよろしいでしょうか。

梅垣座長 では、最初のところ、第1章まではほかにございませんか。

では、もしあればまた戻るということで、第2章の検討に進んでよろしいですか。

池上委員 ちょっと待ってください。第1章ですか。

梅垣座長 第1章のところですか。

池上委員 第1章のところでの意見という意味でいいんですか。

梅垣座長 はい。

池上委員 では、事務局にはお送りしたんですけども、17ページに表の中の4番目

のところに「キトサン」というのが出ているんですが、括弧して「カニの甲羅由来のタンパク質」と、こういうふうに書かれています。キトサンというのはグルコサミンの多糖類ですので、ここはちょっと間違った記述ですので、訂正して下さい。私もアレルギーがキトサンに含まれているのかたんぱく質によるものかどうかまではわかりません。

古田副参事 ありがとうございます。

梅垣座長 これはキトサンによるというよりも、キトサンが関係したと書いたほうが、適切です。たんぱくが多分アレルギーなんですよね。

池上委員 そうですよね。多糖類がアレルギーになるのというのは、ないわけではないと思いますが、事実関係は私はちょっとわかりません。

古田副参事 わかりました。もう一度、これは文献といいますか、出典を見まして正確に記述したいと思います。

池上委員 そうですね。多糖類ではオオバコからとるサイリウムというのがあるんですけど、あれも精製の仕方によっては非常に厳しいアナフィラキシーを起こして、亡くなるケースも米国等では知られているんですけど、その場合もやはり精製の仕方が悪くて、多糖類が原因ではなくて、その中に含まれている不純物がアナフィラキシーの原因になっているんです。だから、そこらはちょっと事実を確認された方がいいと思います。

古田副参事 わかりました。ありがとうございます。

梅垣座長 それでは、もしそういう明らかな間違いがありましたら、また事務局のほうに寄せていただければありがたいと思います。

それでは、第1章までほかにございませんか。

そうしたら、次に第2章、「『健康食品』の安全性に係る情報の分析」について、この部分に追加すべき点、わかりにくい点があればご指摘ください。

これについて、事務局、何か事前に意見がありましたらご説明してください。

渡部係長 まず、はじめに、『健康食品』の安全性に係る情報の分析」に関して、「『健康食品』の利用が都民の間に普及している本質的な理由、背景は何であるのかを書き加え、そうしたことを考慮して、栄養バランスが適切な食生活を維持していくために都民に対して何をすべきかを考える必要があることを記載する必要がある」とのご意見がありました。先ほど検討した部分の「はじめに」と「検討にあたって」とも関連があり、丸山委員、池上委員からいただいた意見とも関連があるかと思います。

次に、食品関連事業者の責務を本文中に示している部分です。これは、役割と課題のと



ころになります。この部分で事業者は、食品衛生法を踏まえた法の遵守、食品安全基本法の尊重だけでなく、コーデックス委員会におけるヘルスクレームの検討に関してもっと注視し、理解することを盛り込む必要があるという意見です。事業者の役割は、先ほど林委員から、もっと幅広く書くべきではないかというコメントいただきましたが、第2章にも同様の内容をしっかり書くべきとの意見かと思えます。

それから、3番目に「メディアリテラシー」について言及した方がという意見がありました。これは、11月1日の評価委員会でも、「メディアリテラシー」という用語を用いて趣旨を明確にしたほうがよいのではないかという意見がでています。また、メディアについては、マスメディアだけでなく、インターネット上の情報についても管理状況や発信者を認識して、情報を得たときに批判的視点をもってみる必要があることを示すとよいのではないかという意見もありました。

最後に、「現状の「健康食品」に関するすべてのマスメディア情報」が容認されるものであるかのように勘違いされないよう注意する必要がある」という意見です。報告書では、メディアの情報そのものではなく、メディア情報に対する受け取り手の問題として主に記載していますが、情報を発信する側の問題点について触れたほうがよいのではないかといい主旨のご意見です。以上5点についてご意見をいただきました。

梅垣座長 ありがとうございます。それでは、先生方のところにメモがありますが、最初の部分はどこに入れるものですか。32ページの東京都の役割と課題というところになるのでしょうか。

古田副参事 今回の1点目の部分は、私ども事務局で考えた中では、24ページがございます。24ページのところから まであるんですけども、「健康食品」の利用状況にいろんな問題がありまして、評価委員会では次の意見があったというようなことで3つまとめてあります。これに少し加えていったらどうかというふうに思っております。

具体的には、先ほどバランスという言葉が出てきたんですけども、日常生活を送っている中で、朝食を食べることができなかつたり、あるいは外食ばかりになってしまうというのが日常的にありますので、なかなか普通に生活している人が、わかっているけどもバランスのいい食事をするのが難しいと。そういった中で、手軽な方法として「健康食品」が利用されているのではないかというようなこと。

それから、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、食生活が量や質の面で豊かになっているので不足する栄養を補うというよりも、より一段上の健康状態がよい状態とい

うんですかね。より健康になりたいという願望があって、そういったものを「健康食品」に求めるというようなことがあるのではないかというようなことを私たちは議論いたしました。

梅垣座長 では、今のような内容でよろしいでしょうか。場所としてはどういうふうに入れるかというのは、またあと全体を見てから修正しなきゃいけないとは思いますが。

浜野委員 今の関連ですが、先ほどの栄養バランスの問題、あるいは食事ガイドの問題があったと思いますが、いわばこれは国の政策ですね。最後のほうでまたお話をちょっとさせていただこうかと思いますが、やはり国の政策とこういう「健康食品」とのかかわりをきちっとしておかなければならない。そういう意味では、栄養バランスを考えなさい、食事のバランスを考えなさいというときに、その材料あるいは指標となるものが既にあるわけです。ところが、多くの国民がそれを知らないという状況があるわけです。したがって、それを知らせることは、これは国の責任でもあるし、地方行政の責任でもあると思います。ですから、その部分を何らかの形で引用するという方法もあるのではないかと思います。この報告書案でいえば32ページの行政の役割の基本としてそれが無いままに、「健康食品」があると、そっちがよさそうに見えてしまいます。そののところをきちっと知らせる努力というのを加えてはいかがかなと思います。

古田副参事 今、32ページというところで、東京都の役割というところでしょうか。

浜野委員 とりあえず今気がついたのはそこかなと思ったのですが、ほかの適当な場所でも構わないと思います。ひょっとすると3章に入るのかもしれませんが。

梅垣座長 最初に国がこういうふうな制度を行っていて、その次に都道府県。そこでこういう対応をしなきゃいけないというふうなことに持ってきたら、つながりはわかりやすいかもしれないなと思いますが。

林委員 栄養バランスというとわかっているようでわからない問題なんですね。ところが食事バランスという言葉は、それぞれの人たちが経験で割合にわかりやすいですね。バランスというとなんか栄養バランスと考えるからわからなくなるんで、それで、国が食事バランスというようなことに切りかえているのはそういうこともあるんですね。ところが「食事バランス」という言葉はやっぱり余り知られていないんですね。ですから、やはり、今、浜野委員が言われたように、これをはっきりと示すということが大事なんで、これは地方自治体としては非常に重要なことだと私は思います。

梅垣座長 ここは多分この部分になると思います。

古田副参事 わかりました。役割の箇所に記載したらよいのではないかとのことです  
ね。

梅垣座長 お願いします。

では、次はリテラシーに関して、この用語を用いるかどうかということについて、村上  
先生お願いします。

村上委員ちょっとまだ、「メディアリテラシー」という言葉は少しなじみが薄いかと思  
います。無理にこれを使わなくてもその内容はすでにかなりあちこちに……。「読み解  
く」という、これもくせのある言葉ですけれども、読み解くという言葉と、それから、メ  
ディアリテラシーで一番重要なキーワードは、批判的に読み解くという、批判精神で情報  
に接するというのがメディアリテラシーのかぎなので、それは言葉としては入れてい  
ただくようお願いして、もう既に2カ所ほど批判的な目でということが入っております  
ので、メディアリテラシーの中身は、もうかなりここに反映されていると思います。

メディアリテラシーという言葉でここで提出することでこの概念がくっきりするという効  
果はあるのですけれども、この言葉を出しますと、またそれに説明が必要になるという、  
そしてこの場合の定義は、諸説、実は細かく人によって分かれておりますし、日々この分  
野も、今発展途上にございますので、あえてここでは、この片仮名は使わずに内容を含め  
るのでよろしいのではないかと私は思いますが。

林委員 24ページの第2の параグラフの「マスメディアが独自に」というところの3  
行目に「このため、受け手が、情報の性質を理解して批判的視点を持って」という文章が  
ありますね。これは、本当に私たちはすべての情報について批判的視点を持って対応しな  
ければならないのでしょうか？。私は、受け手がそのような批判的視点を持たないで、そ  
のまま生活に役立つ情報を都民は求めているのではないだろうかと思っています。

例えば、ここの情報の問題点はここにあるんだということをマスメディア側が追加する  
とすれば、批判的な視点が少し絞られてきますね。ですから、マスメディア側は情報の問  
題点はここにあるということを加える必要があります。一筆入れるとかですね。

以上です。

梅垣座長 ありがとうございます。ほかに先生方ございますか。

代田委員 今の林委員のお話で、受け取るほうだけが責任を負うのではなくということ  
は大変よい趣旨じゃないかと私も賛成です。この報告書を見ますと、やはりインターネット  
経由、次のところになりますけれども、インターネット経由で購入される、情報を入手

するという経路が非常に多いようなので、やはり同じようなことをインターネットの情報についても取り入れていった方がいいんじゃないかと。現状ではインターネットの問題点ということがいろいろ書かれているんですけども、具体的にそれではどういうところを見ていったらいいのかということが余り触れられていないんですね。アメリカのNIHでは「How To Evaluate Health Information」というインターネットのサイトがありまして、インターネットを見るときにどんなことを見ますかというので、Q & A形式でわかりやすく書かれているところがありまして、そういうものを参考にされてインターネットを見るときにどういうことに着目して見たらいいかというようなことも少し触れたらいいんじゃないかと思います。

梅垣座長 ほかにございますか。

浜野委員 マスメディア、それからインターネット、ともにまさにそのとおりだと思います。その内容については、それぞれに苦心のほどがうかがわれて盛り込まれていると思いますが、単独ではマスメディアという言い方が出てくるのかもしれませんが、いわゆるインターネット情報も含めて、これはこれで1つの項目として何らかの形で挙げておかないと、本を読んだときに、全文を読んでいけば確かに書かれているのですが、目次だけを見たときに全くそのことに触れられていないかのように見えてしまうのです。資料2の中でも、情報源としての広告、マスメディア、口コミ、テレビ、新聞等の影響が大きいとしていて、そのことに関しての独立した項目がないのは何とも寂しい。影響はもう間違いなくあることはだれもが知っていることですので、この報告書の中でそのことが検討されていないかのように思われかねないという気がしてなりません。ですから、その表現の仕方はあるかもしれませんが、マスメディア、あるいはインターネット、それを包含した形ではっきりさせるということが必要なのではないかと思います。どうもそこが全体を読んでいつも気になって、どこにマスメディアの影響力が書いてあるのか自分で探すという状況になっています。これはちょっと全体像として一番影響力の大きいものが抜け落ちたという気がします。その辺何か考慮の余地はないのかなと思っています。

池上委員 私もこの点はすごく気になっていて、最初的时候は、これは1つの解析すべき項目として取り上げられていたのが、何か途中からトーンが下がっていったのは一体何なんだろうというふうに、議論もされたのかもしれませんが、そういう感じがどうしてもするんですね。

ちょっと話が横にそれるかもしれませんが、「健康食品」の中で、今まで大きな事故

を起こしてきたのはダイエット用の食品なんですね。ダイエットに関する情報というのはかなりすさまじいものがあるって、私どもの大学で食物の学生とそうではない、学生をくらべてその影響をみました。食物系の学生はとりあえず健康教育がされている学生たちなんですけど、その違いというのは数年前までは明らかにあったんですね。ところが、今年学生たちが調べたら差がなくなっているんです。BMIが18、19というのが学生は当たり前なんですね。それはなぜかというのを学生たちが自分たちで解析する、そういう演習をやらせたんですけれど、もちろんいわゆる健康情報とか「健康食品」の情報が問題ですが、それ以外にも、テレビに出てくる女性の体型だとか、それから美人コンテストのサイズの問題だとか、かなり多面的に、彼女たちが解析してみると、非常に巧妙に複雑にみんなが支配されているという様子が出てきて、私たちが改めてマスメディアの持つ力の大きさというのを確認した思いがしたんですね。当初入れる方向だったのか、いろんな諸般の事情があってトーンが下がらざるを得ないのかもしれないんですけど、やっぱり1つの項目として書ける範囲で書いていただいた方がいいんじゃないかなというふうには思いました。

浅井食品医薬品安全担当参事 マスメディアという形で今までずっとお話があったわけですけれども、マスメディアというのが非常に概念が大きくて、それで、一般的にいわれるマスコミという言い方をすると、表現の自由との関係でいろいろな問題が出てくるんですが、実際問題私どもが、いわゆるマスメディアという非常に広い概念のときに相手の状況がわからないという、把握できないという問題があって少ししり込みした部分があるんですが、先生方のおっしゃっているのも恐らく非常に広い概念だと思いますが、一般的に、もう世間で既に周知済みの、あるいはもう認知されている部分から出発して、「健康食品」に特有な、それこそインターネットを通じたものでありますとか、その辺について、やはりこれは何らかの形で少しきちんと現状は押さえた上で、なおかつやっぱり買う側で注意すべき部分もきっちり押さえると。両面いかないとやはりバランスを欠くだろうというふうに思っていますので、大変表現が難しいとは思いますが、少し私ども内部でいろいろ資料も集めた上で検討していきたいと思います。ただ、インターネットといいますが、いろいろ問題が起こっている事例は、ほとんどが私どもで対応できないアングラの部分で行われているのが非常に事故が多いという部分もあって、果たしてどれだけ有効な手段がとれるかという、なかなかこれは難しい部分がありますが、実際、中村課長のほうなんかでも、インターネット監視という、プロバイダーに協力してもらって広告なんかのチ

エックを入れてもらったり、あるいはそれはほかの健康増進法のほうとか、少しずつそういう輪が広がってきているので、またこういうところに書き込むことによって新たな展開ができるかもしれませんし、ちょっと工夫をさせていただいて、座長と打ち合わせをさせていただきたいと思います。

梅垣座長 いろいろ話が出てきて、はっきりは記憶していないんですけども、ここにマスメディアのことを書くと、その対応がないからということではなかなか書きにくい状況になってしまって、だんだん薄れていったというように思います。この間の本委員会のときに、その対応がある、ないにしても現状はこうなっているんだというのを書くべきだという意見があったと思うんですね。そういう意味では、今後どうできるかわからないけども、現状はこうなっているということを書くだけでも、先のことを考えると物すごく有意義なことだと思うんですね。そういう意味で、多分皆さん同じ考えだと思うんです。やっぱりマスメディアというとなかなか難しいところもあるんですけども、現状はこうなっている。それに対して、都民はこうあるべきだということにつながるような考え方で、検討したほうが良いと思います。

中村薬事監視課長 参事のほうからもちっとお話が出ましたけども、私どもの課では、食品なり薬事の関係でマスメディアというものをとらえるときに、1つは、事件があって報道する場合、それは社会部系統のマスコミというか報道する部分。それから、もう1つは広告収入の部分で、審査部門を持ってその製品のコマーシャルをかけている新聞広告があって、もう1つその間にあるゾーンが、いろんな番組がありますよね。食品の成分を紹介していいと。スーパーで売れるというところなんですけれども、そういうふうに3つに分けているので、我々が対応できるのは、1つは事件性のある社会部分のものと、それからもう1つの商品広告の部分は法のコントロールというか、きちっとしたリジッドな形ですが、その間にある部分、そのものがまさにムードを支配して、そして雰囲気というか、まさに表現の自由との関係というところですね。今、先生のお話にもありましたが、まさにその部分じゃないかというふうに思うんですね。それともう1つは、今インターネットのいろいろ広告とかありますし、ネットの会社もコンプライアンスを上げてきて、非常に協力をいただいて、こういう「健康食品」の変なものは排除ということでご協力いただくのはここ数年上がってきておりますが、ただ、非常にそこにあらわれる情報というのは新聞とかテレビに比べてまさに多様で、とらえようもなく、一言でマスメディアと書いてしまうと、その議論を進めるときに何か区分けしていく必要があるのかなと。そこまで書

き込むと、とりあえずではとんでもないご利用になりますから、そこら辺は難しさを感じるところではあります。

古田副参事 いろいろご意見いただいております。それで、私どもはこのマスメディアについて検討した際に、マスメディアとは一体何なのかということを議論しました。事業者や消費者は、人や組織ですが、マスメディアというと空気みたいなものなんですね。では、マスメディア関係者かという、またそれもどこを指すのかというのは非常に特定しづらくなって、この中で、またマスメディアの情報が悪いという問題点として提示することもデータとしてなかなかつかみ切れないというようことがありまして、そういったことを総合しまして、このマスメディアの取り扱いをリテラシーの側でうまく説明できないかということになったところがございます。累々ご指摘いただいているとおり、なかなかマスメディアについて論じている場所がわかりにくいというようなこと。それから、やはりマスメディア自身の姿勢という問題も指摘することが必要なのではないかというようなこと。その辺について、もう少し厚くわかりやすく書くことで対処させていただけたらと思っているんですけども、いかがでしょうか。

梅垣座長 村上先生、どうですか。

村上委員 この会が始まったころは、マスメディアの現状はこうだという現状の調査については都のほうも一生懸命調査をなさったり、それから健康情報番組のディレクターにインタビューなさったり随分材料をお集めだったので、それが全く表に出てこないのはちょっと残念な気もいたします。

それから先ほど、マスメディアというものはとらえどころがない空気のようなふうなことをおっしゃっていらして、確かに難しいとは思いますが、もし現状の影響力ということに触れるのであれば、こういう情報とかとこういう種類のメディアとか、少し限定してお使いなればいいのかもしいと思います。1項目つくるのであれば、いろいろメディアの内容をグループ分けしたりということはできるかもしれませんが、それは大方針が決まったら中身はいろいろ考えられると思いますけれども、本当にどういうところにメディアの難しさをお感じになったのか。ちょっとそこがまだわからないのです。健康情報論というのは世の中いっぱいございまして、批判論が多くて、必ずメディアが最初にやり玉に上がるという、メディアを攻撃しない情報論はないくらいでございますから、それをあえて外す理由がちょっと見えにくいような気もいたします。

林委員 先ほど申したこととちょっと重なりますけれども、マスメディアとは何かとい

う定義は難しいとしても、現実にはマスメディアが関与しているいろいろな問題があります。問題を列記するよりも大事なことはその解決策なんですね。その解決策の中には、受け手側の問題とそれからマスメディア側の問題があります。受け手側の対応として、先ほど言われた批判的視野で読み解くということなんでしょうけども、それだけではなくマスメディア側の問題に触れる必要があります。その中には先ほど私が申し上げたんですけども、マスメディア側で解決すべき問題があるのです。この点を提案するというのも重要ではないかなと思います。

丸山委員 私はちょっとマスメディアのことは詳しくないんですが、これを読ませていただいたときに、以前の報告、いただいた初めのものに比べると随分メディアに関しての批判的な目ということがつけ加えられているように私は感じました。そういう意味で、結構厳しい目で書かれたなというふうに、私は逆にとらえたんですね。結局のところは、先ほどあったような健康観だとか、ちょっとわけがわからないということでありまして、栄養のバランスとかということを主にして、受け手側がこういう態度であるべきだということを出すのが都の方針だとすれば、私はこれで結構いいんじゃないかなという感じを読ませていただいたときに感じたんですね。ですから、余りそういうマスコミのほうをしてしまうと、逆に都民とか受け手側のほうの態度ということが一番大切だと思うので、相手が悪いんだというのではなくて、私たちはこうあるべきだということを中心に行っているんで、私はこれでもいいんじゃないかなと感じました。

渡部係長 いろいろなご意見をいただきました。これまで、この専門委員会で「健康食品」に関する情報についてのご検討をいただいていたなかで、メディアから発信される情報とかメディア自身の問題点というご指摘がありました。

また、本日、池上先生から、「健康食品」の情報だけではなく、健康情報一般についてもやはり（メディアからの）影響力があるというような内容のご発言をいただきました。今後、「情報の視点」の切り口で、メディアとの関係がわかりやすくなるような工夫がどこまでできるのか検討したいと思います。表現は工夫をしていきますので、また座長とご相談をして詰めたいと思います。

村上委員 一言。何か言葉の上加えていくとしたら、「マスメディアの問題に対して受け手側の責任ばかりが強調されている」というご指摘が林先生のほうからございまして、確かにメディアに一言くぎを刺すというか、どこかにメディアに対して、「批判的な目ではなく見ても安心できる情報を出すべきだ」という、そうした言葉は入れてしかるべきだと



思います。つまり、いつの日かメディアから流れる情報をみんなが安心して見られるようになるのが本当は理想ですね。ですから、メディア側に一言言っておくという形でどこかにお入れいただくのはぜひお願いしたいと思います。

古田副参事 ありがとうございます。いただいた意見をまた整理したいと思います。

それで、初めにご議論いただきました「リテラシー」という言葉について、村上先生のほうからご意見をいただいておりますけれども、委員会の意見としては、片仮名言葉で、また定義も難しいというようなことで、使わないほうがよろしいのではないかということではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

梅垣座長 それでは、今の問題も事務局でまた検討して、後で委員の先生の意見を再度聞くという形にしたいと思います。

それでは、時間が迫っていますので、続いて第3章、「東京都の取組の方向性」というところで、追加すべき点、わかりにくい点などがあればご指摘いただきたいと思います。別途「『健康食品』を安全に利用するために必要な基本的な考え方」というのは3章の検討の後に行いますので、それ以外の検討ということをお願いします。

また、事務局から事前のご意見のご説明をお願いします。

渡部係長 事前のコメントには、関与者との総合的な連携を説明している図についてのものがあります。36ページにあります。報告の中では関与者の役割や責務がそれぞれありますが、「この図自体がその関係を示すものと誤解されるのではないか、誤解をされないように図の説明を加える必要があるのではないか」という意見がありました。つまり、事業者と都民の役割はどちらが大きいのか、行政はどれぐらいの大きさかという、さまざまな意見が出てしまうので図示が難しいという趣旨となります。

梅垣座長 今のお話ですけれども、これはこの間何かお話しした「連携のイメージ」という題をつけてはどうですか。

渡部係長 そうですね。この図に例えば「各関与者の連携のイメージ」というような題名をつけ、図は協力が必要であることのイメージであるという説明を加えることにより、誤解が少なくなると考えています。

梅垣座長 あと、この図を見るときに、大きさが小さいとか大きいとかと。これは関与者自身が見ればその部分が大きくなるわけですね。そういう見方をしないと、図の輪が大きいから責任が重いとかそういうわけじゃなくて、これは連携ですから、見る立場の人

が、例えば都民が見れば都民のところが大きくなるわけですね。そういう見方をすれば、それぞれの連携というところが見やすくなるのではないかなと私は個人的には思うんですけども。今のままで、図の説明みたいなものを若干入れれば誤解はなくなるんじゃないかなと思うんですが。

渡部係長 ありがとうございます。図の題名については、今は「連携のイメージ」といった表現を考えていますが、今後、その表現を含めて相談をさせていただきたいと思います。

梅垣座長 ほかに先生方ございますか。

林委員 第3章には余り問題は感じられないんですけども、第3章と少し関連のある第2章に戻っていただきますと、この中で、28ページの事業者の役割と課題、これは割合に前よりも少し強く書かれて、これで非常にいいんですけども、もう少し内容の幅を広げてもいいと思います。例えば、「製造者、販売者、輸入者など『健康食品』に関わるすべての事業者は、利益を優先するのではなく安全性の確保」という文章の意味を少し広げて、「すべての事業者は、有用性の強調、あるいは利益の優先だけではなく、食品安全基本法に立脚した安全確保に関する具体的な取り組みを実行する必要がある」とに修正し、「このことが『健康食品』に係る食品理念を明らかにし、企業存立の基盤につながるものと思われる」というふうに結んだ方がよいと考えます。

古田副参事 ありがとうございます。

梅垣座長 ほかにございますか。

それでは、ないようでしたら、また戻るということで、次に「『健康食品』を安全に利用するために必要な基本的考え方」についてというところの検討をしたいと思います。

林委員 何ページですか。

梅垣座長 これは、右肩に「資料1 別添1」というところです。まずこの部分を、内容について事務局から説明してください。あわせて、事前に寄せられた意見についても説明をお願いします。

渡部係長 それでは説明いたします。以前は「都民に対するメッセージ」としており、これまでも専門委員会で検討していただいたところです。11月1日の評価委員会には、「基本的な考え方」として案を示しました。

項目は、大きく3つあり、まず「『健康食品』とはどのようなものか」として、3つの事項をまとめています。次に、「『健康食品』を適切に選択し利用するためには」として、

「健康食品」を実際に利用するかしないかの判断などについてまとめています。最後に、「医療機関への相談」として、利用者が医療関係者に相談をする場合に注意しなければならないことについて2つの事項をまとめています。

詳細について説明すると、「健康食品」とはどのようなものか」としては、報告書の本文に、「健康食品」の健康被害とか現状を踏まえますと、一般の食品とやや異なる特徴を持つ面があるという分析があるので、それを踏まえて、「健康食品」はどのようなものかを記載しています。

また、この基本的な考え方については、事前に寄せられたコメントが2点ありました。まず1点目として、「健康食品」を利用する場合に、自己管理として何をどのくらい摂取しているのかを把握する必要がある。このことについて項目を設けたほうがよいのではないか」という意見です。現在、大きな見出しの「健康食品」を適切に選択し、利用するためには」に7項目ありますが、その中に新たに1項目設けたほうがよいのではという意見です。現在の案の中にも、医療機関の相談の項目として、摂取量を医療関係者や医療機関に伝えてくださいという記載はありますが、その部分を別の項目で強調したほうがよいのではないかという意見でした。

なお、現在は「『健康食品』を安全に利用するために必要な基本的な考え方」という名称ですが、ややかたい題名ではないかという意見がありました。つまり、都民に普及することを考えると、題名に工夫が必要であるといった意見がありました。

以上です。

梅垣座長 ありがとうございます。最初のは実は私の意見です。医療機関のところに、医療機関に、利用した健康食品の種類、利用期間、摂取量などを明確に伝えてくださいということを書いているわけですから、あらかじめ利用者はそのことを把握しておかなきゃいけないわけですね。そういう意味で8番目として、みずから利用状況のメモをとりましょうということで、錠剤とかカプセルの形態をした「健康食品」は特定の成分を多量に摂取する可能性があるので、自分自身がいつ何をどれだけとったかというメモぐらいはとっておけば、何か問題が起こったときにすぐ対応できる。そのときに対応する医療機関にそのメモを持っていけば、重大な被害を受ける前にいろんな処置ができるということで、8番目にそういうメモをとりましょうというアドバイスのものをつけ加えればいいのかというふうに思って話しました。

あとは最初の「必要な基本的考え方」ということで、これがちょっとかたいということ

なんですけども、何か先生方、これのもう少しやわらかい名称はありますか。利用するためのポイント、というのはどうかという案もありますが。先生方、何かいい案はございますか。

林委員 利用するためのポイントはいいですね。

梅垣座長 ほかに何か案はありますか。なければ、いい名称がありましたら、また事務局のほうに寄せていただくということで。

古田副参事 よろしくをお願いします。

梅垣座長 この考え方について追加とか修正とかございますか。

代田委員 今、タイトルがかたいのではないかというご意見の話がございましたけれども、これはこのまま都民の方に、この内容が啓発活動の中に入っていくものなんでしょうか。

古田副参事 それは先ほどのこの本文の中でもあるんですけども、33ページのところです。この基本的な考え方の位置づけでございます。(2)の都民への普及啓発のところ、これは普及啓発を私どもがやっていく際の、まさに基本的な考え方で、これをもとにパンフレットをつくったり、あるいは可能であれば映像にしたものをつくったりというようなことで、このまま出ていくものではありません。

代田委員 この中身を拝見して、書き方のところですけども、「してください」という書き方をされている箇所と「しましょう」という書き方をされている箇所がありまして、アドバイスであったり、お願いであったり、あるいはサジェスションであるような受けとめ方がされるんじゃないかと思うんですが、それぞれのニュアンスによって都のそのことに対する姿勢というのが違っているんでしょうか。

渡部係長 表現は、これから相談させていただかなければいけない部分がたくさんあると思います。実際に先ほど、この基本的な考え方の使い方 これは東京都が都民向けに考え方に基いてパンフレットをつくっていくことになります。したがって、この報告書は、専門委員会で検討した内容のまとめとなるのですが、都民の方が報告書にある「考え方」を参考にして、実際に「健康食品」をどのように使ったらいいのかを考えることも想定されます。このため、文章表現について都民向けのパンフレットのような印象を持たれたのかもしれない。事務局としては、都民の方が実際この報告書自体を読んでいると考えるようなことも考えて、表現しています。ご指摘の部分については、これから工夫をして、良いものにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

梅垣座長 ありがとうございます。それでは、ほかにご意見ございますか。

それでは、なければ、次に最後の「おわりに」というところですが、「おわりに」では、委員会で悩んだことや今後の方向性を振り返っているということで記載してありますけども、ご意見があればお願いします。

渡部係長 事前にいただいていたコメントには、「今の内容でも十分だが、可能なら、コーデックスの「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」の前文に示された内容を引用したほうがよいのではないか」という意見がありました。先ほどもありましたが、浜野委員からいただきました。

浜野委員 ちょっと追加の説明をさせていただきます。

コーデックスの健康に関連する表示についての議論は、およそ10年かかっていますが、その特に最初のころ、食品にこういった健康に関連する表示を認めるべきか否かという、一番最初の入り口のところで随分議論があって、それをクリアするのに半分ぐらいを経過したという状況があるんです。そのときにこういうものを、表示を認めるに際しての基本的な考え方というのを、このガイドラインの前文に持ってきたわけです。通常このコーデックスのガイドラインに前文というのはないんですけども、事の重要性ということから、むやみにこのガイドラインだけを示すのではなくて、立場を示そうということで作られた前文なんです。つたない日本語なんで大変恐縮なんですけど、一応言葉としてはこういうことが書いてあります。ここにありますが、「健康強調表示は、適用可能な場合、国の栄養政策、健康政策と一致し、その政策を支持するものでなければならない」という、ここが一番1つの重要な視点だと思うんですが。それから、第2番目として、「健康強調表示は、適切で十分な科学的証拠の裏付けがあり」、これが2番目に重要な部分だと思います。次に、「消費者が健康な食生活を選択するための誤解のない正しい情報を提供し」、これが3番目だと思います。そして最後に、「また、消費者に対する科学的な教育の支援がなければならない」と。あと一、二行ありますけれども。「健康食品」を取り扱う上で、国もそうですし、それから事業者もすべての立場、消費者もそうなんだと思いますが、要素がある意味では見事に盛り込まれているのかなというふうな気がいたします。これがベースにあるからこそ、これまでの議論があったように、ある意味の非常にいいまとめになっているような気がしたものですから、ぜひこれは「おわりに」の終わりにでも入れておいていただいて、これも解釈はいろいろあると思いますので、日本語がいいのか英語がいいのかわかりませんが、もしもよろしければこれを参考にさせていただければなと思います。

さらっと読むと当たり前のことなのですが、よくよく読むと至極当然というか、味のある内容かなというふうに思います。

あと、ご参考までですけれども、引用しましたコーデックスのこの部分、それから海外の情報で、たしか7ページに海外の制度というところがあって2つガイドラインを引用しているんですが、引用したガイドラインの前文、まだホームページには出ていないんですが、11月にコーデックスの会があったときに印刷物として配付されていまして、新しいものを、これも小澤さんのほうにお渡ししていますので、ほかのガイドラインも含まれているので、ページ数として40数ページありますので、後ほどコピーをとっていただいて皆さん参考にしていただければと思います。よく読みますと結構味のある内容がありますので、今回のこのケースは別ですが、ご参考になるとと思います。

梅垣座長 ありがとうございます。では、それを取り入れるということで……。

渡部係長 今回のコーデックス委員会の内容は、第1回の専門委員会でも浜野委員から、内容をご披露いただき、検討を行っています。ご意見をどこまで盛り込めるのかは工夫をしなければなりません、委員会の中の意見として、このような趣旨・内容は非常に重要であるというご意見だと思えます。趣旨がどこまで入るのが難しい部分もありますが、工夫をしていきたいと思えます。またご相談をさせていただきたいと思えます。

梅垣座長 ほかにございますか。

林委員「おわりに」に書かれている内容はいいと思うんですが、表現に舌足らずのところがありますので、修正が必要です。

1つだけ申しますと、例えば、「健康への有用な機能を標ぼうしようとする食品は」、はよいのですが、「本来は保健機能食品制度にのっとり」よりも「本来は保健機能食品制度にのっとり、その機能性と安全性について客観的に評価された公的機関による情報を利用者に提供することが望ましい」としたほうが明確になります。その次の文章でも、「しかし、保健機能食品としての流通を目指すか否かは事業者の判断にゆだねられており」とありますけれども、この背景としては、「しかし、食品の流通が原則自由であることから、現状では事業者にゆだねられている」ということなので、やはり食品の流通は原則自由ということから、様々な問題が起こってきているので、このことも少し触れられたほうがいいと思えます。

それから、浜野委員の言われたことと関連がありますが、「これらのことから、専門委員会では、将来的には、『健康食品』を食品や医薬品の区分とは異なる位置付けに分類し、

整理していくことも一つの方策であるとの意見もあった」ということも大切です。この内容がこの報告書が出ると、これは東京都から国への提言としての意味をもつこととなります。この問題と関連して「コーデックスによるヘルスクレーム、あるいはEUにおけるノーベルフード」、新食品の制度、あるいはアメリカのGRASの新しい制度に触れてもよいですね。

浜野委員 self GRASですね。

林委員 「アメリカのself GRAS制度がこの制度の改革の参考になるのではないか」と思います。

梅垣座長 ほかにございますか。

では、なければ最後に、検討が終わったということで、事務局で今までの意見をまとめていただければと思います。

古田副参事 これまでいただきました意見を簡単におさらいいたします。もし足りない点がありましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、1番目のところ、「はじめに」「検討にあたって」というようなところです。なぜ「健康食品」の利用は補助的な利用なのかというような部分を説明する必要がある。あるいは「食事バランスガイド」。それから栄養バランスという言葉が非常にわかりにくいというようなことで、この辺につきまして加筆してわかりやすくしていく必要があるのではないかとということです。

それから、場所はここになるか、あるいは後ろになるかわかりませんが、コーデックスについての記述や義務というようなことがこの中で表現される必要があるのではないかとということです。

それから、あと私どもが作りしました健康影響の表の中でキトサンの説明が間違っているというご指摘をいただいております。

それから、第2章のほうにまいりますと、先ほどの部分とまた少し関連するんですけども、なぜ「健康食品」が使われているのかというようなこと。それから、栄養バランスのよい食事というのが実際には都民の方にわかりづらいのではないかとというようなこと。こういったことがありますので、東京都の役割といたしまして、こういったものをきちんと説明していく、伝えていくということが必要なのではないかとということです。

それから、たくさんご意見をいただきましたメディアリテラシーの部分でございます。さまざまなご意見をいただきましたけれども、総体といたしますと、メディアのいわゆる

責任という部分でございましょうか。そういった部分をもう少しわかりやすく記述したほうがいいのではないかというようなご意見でした。書き方としては、また私ども座長ともご相談させていただきたいと思えますけれども、メディアの情報の出し方につきましてぐきを刺すようなことも必要なのではないかというご意見もいただいております。

それから、マスメディアということばかりではなくて、インターネットについても言及する必要があるだろうということです。

このマスメディアにつきましては、特に委員会の皆様から意見が非常に多かった事項でございしますので、また修正につきましては先生方とご相談をさせていただきたいと思えます。

それから、第3章のところでございます。第3章の図のところなんですけれども、こちらのほうに説明を加えると。それから、図のタイトルとして、仮置きでございますけれども、「連携のイメージ」ということではいかがかということです。

それから、考え方を幾つか指摘をしている中で、「健康食品」を適切に選択し利用するにはという項目の中に、利用状況について使っている人自身が把握する必要があるという項目を起こしたほうがいいのではないかというご指摘をいただいております。

それから、同じく考え方の中の文章表現ですけれども、これもこのまま見られる方も多いというようなことで、表現方法についてはもう少し神経を使って磨いていく必要があるというようなことです。

それから、題名につきましてもご議論いただきまして、わかりやすい題名がいいのではないかというようなことで、「『健康食品』を安全に利用するためのポイント」というご提案をいただいております。

それから、最後の「おわりに」というところで、コーデックスのヘルスクレームに対する考え方、これを盛り込んでもよいのではないかというご意見でした。

それから、それぞれのこの中の表現につきまして、わかりやすい表現方法についてご提示をいただいております。

以上でございます。

梅垣座長 ほかに、もし追加がありましたらお願いします。ございませんか。

それでは、今回の検討内容を反映した上で専門委員会報告を作成したいと思います。これまでご意見をいただいていたところですが、最後に、まとめるに当たって考慮すべき点、それからご意見などがありましたら、お願いします。



丸山委員 ちょっと部分的かもしれないのですが、先ほどの図のことにに関してなんですけど、このイメージの図で、利用者の都民を真ん中に置いて、あと割にこういうものが関連してくるといような図のほうがわかりやすいかなという気もするんですが、今までずっとこれで来たのでこれでいいのかなと思っていたんですけど、改めて見直してみると、真ん中に利用者の都民を書いて、それを取り巻く環境をつくりということで、利用者（都民）として真ん中に置いて、あと医療関係者、事業者、行政、教育関係者というものを周りに置く図のほうが何となくイメージがとらえやすいんじゃないかなという気もしないでもないんですね。これはもともと初めの段階からこういう図だったものですから、何か今さらという感じも受けるんですが、そういう考え方もあるかなと感じました。

梅垣座長 これは変えようと思えば変えられますよね。  
載せていくという形も考えられるのかなと思います。

梅垣座長 都民が中心だというのは、多分基本的にいろいろなものを買ったり売ったりするときに、やっぱり中心になるのは消費者であって都民になるわけですね。そういう考え方をここに盛り込む、入れるというのは非常に重要だと思いますね。だから、今、丸山先生がおっしゃったのは非常にいい案だと私は思います。

先生方どうですか。

池上委員 今おっしゃったように、真ん中に都民を持ってきて、その周りに関与者を入れていくけれども、ただ単純に今みたいに事業者とか行政とかというのだけ書くのではなく、何か矢印のような形で、関連を明確にして、基本的にはどこにポイントを置いて責任を果たしていくのかという、関与していくのかという、そういうのがキーワードになるような感じで入れていくともう少しわかりやすいのではないかという、そんな感じはします。

渡部係長 かなり難しい宿題をいただいた話になりますが、今幾つかご意見ございました。イメージの図は工夫をさせていただいて、案を委員の先生方に見ていただき、再度ご意見をいただきたいと思います。先ほどの事前に寄せられた意見にもありましたが、この図自体をどういうふうに読むのかというのが非常に難しい面があります。しかし、図があれば、全体のイメージはわかりやすいと思いますので、図による誤解を避けることを考えて、また座長と相談させていただきたいと思います。繰り返しますが、イメージの図は、皆様のご意見も伺いながら検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

浜野委員 この図についてですが、私も似たような図を使っておりまして、どうい

かわり方で書けばいいのかというのはまさに悩むところです。私が使うときも、まさにこういう分類をしているのですが、目的はもちろん都民、あるいは消費者が中心ではありません。これまでは常にそういう形で来て、皆で消費者を守るという立場という流れだったのですが、それだけではもう済まないのがこの「健康食品」なのではないのかと思っています。その責任、比率はともかく、消費者自身にその選択の責任があるわけです。基本的に食品は自由に販売できるという状態があるだけに、選ぶ側の責任というものもある。そういう意味では、事業者も行政も、それから先ほどのマスメディアもそうですが、すべて応分の責任があるという意味も私はあるのだと思うのです。ですから、消費者もその責任の一端、いいにつけ悪いにつけ責任の一端があることを自覚してほしいという意味で、私としてはむしろ並列に置く方がいいのではないかと思います。責任は逃れられません、全て人に責任転嫁はできませんよという意味を出す……。私の場合はそう意味づけています。みんなて消費者を保護する、大切なことですが、消費者にも責任がありますという、まさに自己責任を図で示したかったというところもあるのです。この図にはそういう要素もあると思っています。したがって、説明の仕方によるのかなとも思います。

渡部係長 実際には35ページから36ページにかけて表現している部分になります。文章としては表現が十分でない部分もあるかもしれませんが、「利用者が関心を持つことも非常に大事だ」ということも強調をして表現をしております。ですから、図で説明をするというのも非常にわかりやすいんですが、図の中の関与者の関係を考えると、文章のほうを整理していくという修正もあるかもしれません。図と文章の両方がすばらしいものとなればよいと思います。しかし、非常に難しい宿題をいただきましたので、今後、相談をよくよくさせていただきたいと思います。

梅垣座長 先生方、何かございますか。だれかに説明するときにはやっぱり図があったほうがわかりやすいですが、そうではなくて、余り説明しないで出すと誤解を招くというのは、それはおっしゃるとおりですね。どのようにこの報告書を扱うかということを考えて、入れるか入れないかというのを判断するしかないと思うんですよね。一般の人が読むとしたら、図とか絵とか表とか、これがあるほうが読みやすいし、文章だけで読むと読み方が人によって違うんですね。先入観を持って読めば全く違う読み方をしてしまいますから、そういう意味では若干の図があるほうが逆にわかりやすいし、誤解を招くような読み方はしないと思うんですけども。

林委員 ここに「関与者の幅広い協力」と書いてありますが、関与者の幅広い協力とい

うのは何かということについて一言触れていればいいと思います。例えば最終的な選択というのは都民に責任がありますが、最終的に都民が適切な選択をするために、選択したものを健康の維持増進に適切に起用するために、この関与者がどう幅広く協力するかという、あるいはそれぞれの関与者がどのように都民に情報提供するなり協力をするかということが書かれていればよろしいと思います。

古田副参事 どうもありがとうございます。この図の取り扱い、図の書き込みも含めて、一度また座長と話し合いをさせていただきまして、皆様のご意見を伺いたいと思っております。

梅垣座長 まだ時間があるようですけども、先生方で追加とか全体的なことで、もしまだご意見がございましたらお願いします。

それでは、もしあれば事務局のほうにまた追加の連絡をしていただくということで、本日の議論を踏まえまして、私のほうで今後事務局と修正を含め変更点について適宜お知らせしながら報告を取りまとめていきたいと思っております。

先生方のご了承を得た上で最終案といたしたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梅垣座長 それでは、今後の予定などについて事務局からお願いいたします。

古田副参事 ただいま座長のほうにまとめていただきましたけれども、本日さまざまなご意見をいただいた点を踏まえまして、修正をかけた上、平成18年3月に予定しております第9回の東京都食品安全情報評価委員会の際に、報告を行っていただきたいと考えております。

梅垣座長 それでは、本日の議事はすべて終了しました。どうも先生方ありがとうございました。

これで進行を事務局にお返しいたします。

古田副参事 一応今回で専門委員会は最後となりますので、浅井参事のほうから、皆様方にごあいさつをいたします。

浅井食品医薬品安全担当参事 これで本当の最後でございます。年末押し迫ってからお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。大変中身の濃い議論をしていただきましてありがとうございます。また、新しい資料等もご提供いただきまして、私ども大変力強く思っております。

これから、きょうの議論と今までいろいろいただいた意見をもう一度再点検いたしまし

て、きちとした形で本委員会の方へかけられるようにこれから作業に入りたいと思いますが、また先生方にはいろいろご意見やご教示いただきたいと思います。

ひとつこれからもよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。